

報告第4号

研修，講習，訓練等を受ける場合の日額旅費の調整基準の一部を改正する訓令
制定の専決について

上記訓令については，教育委員会の会議を招集する暇がないので，茨城県教育委員会事務専決規程（昭和46年茨城県教育委員会訓令第5号）第2条第1項の規定に基づき，平成19年3月30日付けで別紙のとおり専決しましたので，同条第2項の規定に基づき報告します。

このことについて，承認願います。

平成19年4月25日提出

茨城県教育委員会教育長 稲葉節生

研修，講習，訓練等を受ける場合の日額旅費の調整基準の一部を改正する訓令

研修，講習，訓練等を受ける場合の日額旅費の調整基準（昭和40年茨城県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表茨城県自治研修所に付設されている宿泊施設の項中「2,600」を「2,800」に，「3,100」を「3,300」に，「2,800」を「3,000」に，「2,500」を「2,700」に改める。

第4条の表乙地方の項中「3,100」を「3,300」に，「3,900」を「4,100」に，「2,600」を「2,800」に，「2,800」を「3,000」に，「2,500」を「2,700」に改める。

付 則

- 1 この訓令は，平成19年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の研修，講習，訓練等を受ける場合の日額旅費の調整基準の規定は，この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し，かつ，施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し，当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については，なお従前の例による。

研修、講習、訓練等を受ける場合の日額旅費の調整基準新旧対照表

改正案

第1条 略

(特定の県有施設を利用する場合)

第2条 次の表に掲げる施設に宿泊することが定められ、又はそれらの施設を利用する便宜が与えられている場合(職員が自己の便宜により、これを利用しない場合を含む。以下次条において同じ。)の日額旅費は、旅費規則第13条第3項第1号の表に掲げる額に代えて、次の表に掲げる施設等の区分に応じて同表に定める額とする。

区分	公用車等を利用しない旅行				公用車等を利用する旅行	
	県外		県内		在勤公署から50キロメートル以上	
	陸路25km未満(在勤地を除く。)	陸路25km以上(在勤地を除く。)	陸路25km未満(在勤地を除く。)	陸路25km以上(在勤地を除く。)	在勤地内	在勤公署から50キロメートル未満
茨城県立西山研修所、茨城県立中央青年の家及び茨城県立里美野外活動センターに付設されている宿泊施設	円 2,200	円 2,600	円 2,200	円 2,600	円 2,200	円 2,400
茨城県立白浜少年自然の家及び茨城県立さしま少年自然の家に付設されている宿泊施設	2,300	2,800	2,300	2,800	2,300	2,500
茨城県女性プラザに付設されている宿泊施設	4,800	5,200	4,800	5,200	4,800	4,900
茨城県教育研修センターに付設されている宿泊施設	3,000	3,400	3,000	3,400	3,000	3,100
茨城県自治研修所に付設されている宿泊施設	2,800	3,300	2,800	3,300	2,800	3,000
県の機関に付設されている寄宿舍、寮等(食事の提供があるものに限る。)	1,900	2,300	1,900	2,300	1,900	2,000

備考

- 「県外」とは、在勤公署の存する都道府県外を、「県内」とは在勤公署の存する都道府県内をいう。
- 旅行の路程の計算については、鉄道4km、水路2kmをもって、それぞれ陸路1kmとみなす。

第3条 略

現行

第1条 略

(特定の県有施設を利用する場合)

第2条 次の表に掲げる施設に宿泊することが定められ、又はそれらの施設を利用する便宜が与えられている場合(職員が自己の便宜により、これを利用しない場合を含む。以下次条において同じ。)の日額旅費は、旅費規則第13条第3項第1号の表に掲げる額に代えて、次の表に掲げる施設等の区分に応じて同表に定める額とする。

区分	公用車等を利用しない旅行				公用車等を利用する旅行	
	県外		県内		在勤公署から50キロメートル以上	
	陸路25km未満(在勤地を除く。)	陸路25km以上(在勤地を除く。)	陸路25km未満(在勤地を除く。)	陸路25km以上(在勤地を除く。)	在勤地内	在勤公署から50キロメートル未満
茨城県立西山研修所、茨城県立中央青年の家及び茨城県立里美野外活動センターに付設されている宿泊施設	円 2,200	円 2,600	円 2,200	円 2,600	円 2,200	円 2,400
茨城県立白浜少年自然の家及び茨城県立さしま少年自然の家に付設されている宿泊施設	2,300	2,800	2,300	2,800	2,300	2,500
茨城県女性プラザに付設されている宿泊施設	4,800	5,200	4,800	5,200	4,800	4,900
茨城県教育研修センターに付設されている宿泊施設	3,000	3,400	3,000	3,400	3,000	3,100
茨城県自治研修所に付設されている宿泊施設	2,600	3,100	2,600	3,100	2,600	2,800
県の機関に付設されている寄宿舍、寮等(食事の提供があるものに限る。)	1,900	2,300	1,900	2,300	1,900	2,000

備考

- 「県外」とは、在勤公署の存する都道府県外を、「県内」とは在勤公署の存する都道府県内をいう。
- 旅行の路程の計算については、鉄道4km、水路2kmをもって、それぞれ陸路1kmとみなす。

第3条 略

研修、講習、訓練等を受ける場合の日額旅費の調整基準新旧対照表

改正案

現行

(一般の宿泊施設を利用する場合)
第4条 引き続き2月以上にわたる研修等を受ける場合で、特定の施設を利用する便宜が与えられていないものの日額旅費は、旅費規則第13条第3項第1号の表に掲げる額に代えて、次の表に掲げる地域等の区分に応じて同表に定める額とする。

区分	公用車等を利用しない旅行			公用車等を利用する旅行	
	県外 陸路25km未満 (在勤地を除く。)	県内 陸路25km未満 (在勤地を除く。)	陸路25km以上 (在勤地を除く。)	在勤地内	在勤公署から50メートル以上 50メートル未満
甲地方	円 4,000	円 3,500	円 4,800	円 3,500	円 3,700
乙地方	円 3,300	円 2,800	円 4,100	円 2,800	円 3,000

備考

- 1 「県外」とは、在勤公署の存する都道府県外を、「県内」とは在勤公署の存する都道府県内をいう。
- 2 旅行の路程の計算については、鉄道4km、水路2kmをもって、それぞれ陸路1kmとみなす。

(一般の宿泊施設を利用する場合)
第4条 引き続き2月以上にわたる研修等を受ける場合で、特定の施設を利用する便宜が与えられていないものの日額旅費は、旅費規則第13条第3項第1号の表に掲げる額に代えて、次の表に掲げる地域等の区分に応じて同表に定める額とする。

区分	公用車等を利用しない旅行			公用車等を利用する旅行	
	県外 陸路25km未満 (在勤地を除く。)	県内 陸路25km未満 (在勤地を除く。)	陸路25km以上 (在勤地を除く。)	在勤地内	在勤公署から50メートル以上 50メートル未満
甲地方	円 4,000	円 3,500	円 4,800	円 3,500	円 3,700
乙地方	円 3,100	円 2,600	円 3,900	円 2,600	円 2,800

備考

- 1 「県外」とは、在勤公署の存する都道府県外を、「県内」とは在勤公署の存する都道府県内をいう。
- 2 旅行の路程の計算については、鉄道4km、水路2kmをもって、それぞれ陸路1kmとみなす。